

現 行	修 正 案
<p>二元代表制の一翼を担う存在として地方議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の実現を追求し、市政の発展及び市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。</p> <p>福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に<u>行い、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるものである。</u></p> <p>福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確に<u>するとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保することにより、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営</u>を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範となるこの条例を制定する。</p> <p>第一章 総則 (目的) 第1条 (略)</p> <div data-bbox="205 1982 1039 2125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【趣旨】(略) 【解説】(略)</p> </div> <p>(基本理念) 第2条 議会は、二元代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行う<u>ことにより、</u>広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に<u>行い、市民の信頼及び負託に応えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)(議員の活動原則) 第3条 ー 第5条 (略)</p> <p>第三章 災害対応 (災害時における議会の活動)</p>	<p>二元代表制の一翼を担う存在として地方議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の実現を追求し、市政の発展及び市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。</p> <p>福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に<u>行うものとする。</u></p> <p>福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確に<u>し、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営</u>を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、<u>日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範となるこの条例を制定する。</u></p> <div data-bbox="1098 819 1934 1834" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【用語解説】 「二元代表制」とは 地方公共団体では、執行機関である地方公共団体の長と議決機関である議会の議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度をとっており、これを二元代表制といいます。 二元代表制の特徴は、地方公共団体の長と議会がともに住民を代表する独立・対等の機関であるということです。 「議決機関」とは 地方公共団体における「議決機関」とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決をすることにより意思決定する権能を有する地方公共団体の機関をいいます。 「執行機関」とは 地方公共団体における「執行機関」とは、「地方公共団体の長と委員会又は委員(教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)」をいいます。 「政策立案」とは 議会が、市の課題解決を図るため、議会の立法機能を活用し、議員提案で条例を制定するなど具体的な政策を実現することです。 「政策提言」とは 議会が、市の課題解決を図るために、必要な政策を市長その他の執行機関に対し提言することです。</p> </div> <p>第一章 総則 (目的) 第1条 (略)</p> <div data-bbox="1098 1997 1934 2240" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【趣旨】(略) 【解説】(略) 【用語解説】 「合議制の機関」とは 議会のように複数の人の合議によって意思決定を行う機関のことです。</p> </div> <p>(基本理念) 第2条 議会は、二元代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行<u>い、</u>広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に<u>行い、市民の信頼及び負託に応えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)(議員の活動原則) 第3条 ー 第5条 (略)</p> <p>第三章 災害対応 (災害時における議会の活動)</p>

現 行	修 正 案
<p>第6条 (略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □災害時における議会の活動は、<u>次のとおり定めたものです。</u></p> <p>(災害時における議員の活動)(民主的かつ効率的な議会運営)</p> <p>第7条 — 第8条(略)</p> <p>(議会の会期)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第1項は、議会は、法第102条の2の規定により会期を通年と定めたものです。 通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの(1年間)を会期とするものです。 □第2項は、<u>会期を通年とするための必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</u></p> <p>(議長の責務及び役割)(会派)</p> <p>第10条 — 第13条(略)</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第14条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第2項は、<u>政務活動費に関することについては、「福島市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第3号)」で定めます。</u></p> <p>第五章 市民及び議会の関係</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第15条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第1項は、議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行います。また、より開かれた議会とするため、傍聴手続の簡素化に努めます。</p> <p>(情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)</p> <p>第16条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第2項は、議会在が、市民との信頼関係を確保する<u>ため</u>、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要なため、議会は、自らが地域に向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審査における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会を開催することについて定めたものです。</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □災害時における議会の活動は、<u>次のとおりです。</u></p> <p>(災害時における議員の活動)(民主的かつ効率的な議会運営)</p> <p>第7条 — 第8条(略)</p> <p>(議会の会期)</p> <p>第9条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第1項は、議会は、法第102条の2の規定により会期を通年と定めたものです。 通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの(1年間)を会期とするものです。 □第2項の会期を通年とするための必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p> <p>(議長の責務及び役割)(会派)</p> <p>第10条 — 第13条(略)</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第14条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第2項の<u>政務活動費に関することについては、「福島市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第3号)」で定めます。</u></p> <p>第五章 市民及び議会の関係</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第15条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第1項は、議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で<u>行うことを定めたものです。</u>また、より開かれた議会とするため、傍聴手続の簡素化に努めます。</p> <p>(情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)</p> <p>第16条(略)</p> <p>【趣旨】(略) 【解説】 □第2項は、議会在が、市民との信頼関係を確保する<u>には</u>、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要なため、議会は、自らが地域に向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審査における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会を開催することについて定めたものです。 【用語解説】 <u>「請願」とは</u> 議会对し、市民等が意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理をした請願については、採択とするか不採択とするかの意思決定をすることとなります。 <u>なお、提出にあたっては、議員の紹介が必要です。</u> <u>「陳情」とは</u> 議会对し、市民等が意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理した陳情については、原則として請願と同様に意思決定をいたします。 <u>なお</u></p>

現 行	修 正 案
<p>(市民参加の推進) 第17条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【解説】 □第5項は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、素案を示し市民が意見を提出する機会として、<u>パブリック・コメント</u>を行うことができることを定めたものです。 □パブリック・コメントの実施に関することについては、別に定めま</p>	<p><u>、請願と異なり、提出にあたって議員の紹介は不要です。</u></p> <p>(市民参加の推進) 第17条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【解説】 □第5項は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、素案を示し市民が意見を提出する機会として、<u>パブリック・コメント(市民意見公募手続)</u>を行うことができることを定めたものです。 パブリック・コメントの実施に関することについては、別に定めま</p> <p>【用語解説】 <u>「公聴会制度」とは</u> 議会が重要な議案や、請願・陳情について審査するときに、公募した利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度です。 <u>「参考人制度」とは</u> 議会が、市の事務に関する調査または審査のため、利害関係者や学識経験者等に出席を求め、意見を聴く制度です。</p>
<p>(議会及び議員並びに市長等の関係) 第18条 (略) 議</p> <p>【趣旨】(略)</p>	<p>(議会及び議員並びに市長等の関係) 第18条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【用語解説】 <u>「附帯決議」とは</u> 予算や条例などの議案が可決される場合に付される、当該議案の施行に当たり議会としての意見や要望を表明する決議のことです。 なお、法的な拘束力はありません。</p>
<p>(重要な政策等の説明) 第19条 (略)</p> <p>(説明資料の要求) 第20条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【解説】 □第1項は、議会が、<u>予算及び決算に関する議案等の審議並びに市長等</u>に対する監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うため、市長等が保有している情報の提供を求めることができることについて定めたものです。</p>	<p>(重要な政策等の説明) 第19条 (略)</p> <p>(説明資料の要求) 第20条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【解説】 □第1項は、議会が、<u>議案等の審議並びに市長等</u>に対する監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うため、市長等が保有している情報の提供を求めることができることについて定めたものです。</p>
<p>(議決事件の拡大) 第21条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【解説】 □議会は、重要な計画等の策定について、計画策定時から議会意見の反映を可能とするとともに、議会の行政に対する監視機能の強化に<u>つな</u>がるため、<u>議決事件を拡大することについて検討する</u>ものです。 議決事件の追加は、「地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例(平成22年条例第29号)」で定めま</p> <p>【参考】 □法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件(議決事件)を規定しています。 □同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。</p>	<p>(議決事件の拡大) 第21条 (略)</p> <p>【趣旨】(略)</p> <p>【解説】 □議会は、重要な計画等の策定について、計画策定時から議会意見の反映を可能とするとともに、議会の行政に対する監視機能の強化に<u>つな</u>げるため、<u>議決事件を拡大することについて検討することについて</u>定めたものです。 また、議決事件の追加は、「地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例(平成22年条例第29号)」で定めま</p> <p>【用語解説】 <u>「議決事件」とは</u> 条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件を「議決事件」といいます。地方自治法第96条第1項で規定しています。 また、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。</p>
<p>(議員間の自由討議) 第22条 (略)</p> <p>(政策討論会) 第23条 (略)</p>	<p>(議員間の自由討議) 第22条 (略)</p> <p>(政策討論会)</p>

現 行	修 正 案
<p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第1項は、議会が、政策立案及び政策提言を推進するため、特定のテーマを設定し討論により共通認識の醸成及び合意形成を図ることを定めたものです。</p> <p>□政策討論会に関することについては、別に定めます。</p> <p>(政策立案及び政策提言の推進)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第2項は、議会の立法機能の充実、強化等について定めたものである。</p> <p>(議会改革の推進) (議員の政治倫理)</p> <p>第25条 — 第30条 (略)</p> <p>(議員定数)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第4項は、議員定数については「福島市議会議員定数条例(平成14年条例第15号)」で定めます。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(最高規範性)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図りながら適正な解釈と運用を行うことを定めたものです。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずるものです。</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□議会が、政策立案及び政策提言を推進するため、特定のテーマを設定し討論により共通認識の醸成及び合意形成を図ることを定めたものです。</p> <p>政策討論会に関することについては、別に定めます。</p> <p>(政策立案及び政策提言の推進)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第2項は、議会の立法機能の充実、強化等について定めたものです。</p> <p>(議会改革の推進) (議員の政治倫理)</p> <p>第25条 — 第30条 (略)</p> <p>(議員定数)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第4項の議員定数については「福島市議会議員定数条例(平成14年条例第15号)」で定めます。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(最高規範性)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 議会は、法令を遵守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し適正に行わなければならない。</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは恣意的な解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>【趣旨】 (略)</p> <p>【解説】</p> <p>□第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずることを定めたものです。</p>